

お取引開始に当たって

1、【取引申請書】【レンタル約款】に必要事項をご記入、捺印の上、ご提出ください。弊社で内容が確認できた段階で取引開始となり、同時にレンタル約款に同意されたものとして。必要書類はご使用日の3営業日前までにご提出下さい。

2、その他ご用意いただくものは以下の通りです。

① 法人

- ・登記簿謄本（発行日より3ヶ月以内のもの。）
- ・カタログ等、会社概要の記載があるもの。
- ・ご担当者の運転免許証、もしくは顔写真付身分証明書の写しと名刺

② 個人

- ・運転免許証、もしくは顔写真付身分証明書の写し
 - ・住民票もしくは現住所の確認ができるもの（発効日より3ヶ月以内のもの）
 - ・保証金（購入価格100万円未満の機材をレンタルの場合は3万円、100万円以上5万円、200万円を超える場合は10万円 ※レンタル返却時にご返金いたします。
- ※ただしお客様による機材の破損が見つかった場合の負担金としてや、延長料金の支払い遅延の場合は、保証金より差し引き、差額をご返金する場合がございます。予めご承知おきください。

③ 学生

- ・個人の方に加えて、在籍する大学の学部長以上の保証が必要です。

3、初回のお客様は法人、個人を問わずすべて現金での前払いとなります。また、個人の方、他県外の方は初回に限らず、前払い（現金・振り込み・クレジットカード）でのお支払となります。

4、レンタル機材を受け取られたら必ず動作チェックをお願いします。レンタル機材は全てメンテナンス済ですが、万が一、動作不良や破損がありましたら使用せずにご連絡ください。

※連絡なしの場合、品質不良による収録・録画事故については責任は負いかねます。

5、レンタル中の破損事故、災害、盗難等による損失はすべてお客様のご負担となりますが、加えてレンタル約款に基づく休業補償も頂戴致します。

6、提出された書類に虚偽がある場合は直ちにお取引を中止させていただきます。

合同会社 369ideas（合同会社ミロクアイディア）
福岡レンタル機材.com

〒810-0023 福岡県福岡市中央区警固 2-12-20-303
電話；092-715-5514 FAX；092-510-0194
E-MAIL / rent@369ideas.com

【個人様】

平成 年 月 日

取引申請書新規登録 登録内容変更 再登録

フリガナ 代表名（個人名）		印
フリガナ 名称（屋号）		
フリガナ 住所 〒		(事務所 自宅 実家)
TEL	FAX	
携帯番号	E-mail	
事業内容 <input type="checkbox"/> 技術プロダクション <input type="checkbox"/> ポストプロダクション <input type="checkbox"/> 番組制作 <input type="checkbox"/> CM制作 <input type="checkbox"/> 映画製作 <input type="checkbox"/> イベント制作 <input type="checkbox"/> WEB制作 <input type="checkbox"/> ブライダル撮影 <input type="checkbox"/> 放送事業 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
お支払方法 <input type="checkbox"/> 受け渡し時、全額現金払い <input type="checkbox"/> 受け渡し時の全額クレジットカード決済（手数料990円） <input type="checkbox"/> レンタル希望日前日までの平日15時までの振込 を支払い条件とさせていただきます。（希望支払い方法に <input type="checkbox"/> にチェックをお願いいたします。）		
弊社をどのようにして知りましたか？ A ご紹介 B その他（ ）		
Aと答えられた方に質問です。		
ご紹介会社	ご紹介者氏名	(必ずご記入ください)
他社で機材レンタルを御利用した事がありますか？あれば会社名をご記入お願いします		
レンタル会社名		
御社で所有されている主な機材をお教えてください。		
所有機材名		
初回レンタル希望日、機材を明記してください。		
ご希望使用日	年 月 日	ご使用機材

合同会社 369ideas（合同会社ミロクアイディア）

〒810-0023 福岡県福岡市中央区警固 2-12-20-303

電話；092-715-5514 FAX；092-510-0194

【弊社使用欄】

受付	登録	CK
		規約 身分証 名刺

レンタル約款

第1条 総則

お客様（以下「甲」）と、合同会社369ideas 福岡レンタル器材.com（以下「乙」）との間の賃貸借契約（以下「レンタル契約」）について、別に書類を作成しない場合には以下の条文の規定を適用します。また、利用をお断りした際に、理由を説明する義務を当社は負わないものとします。 ※日本国外に在住の方は、日本国内滞在時であってもレンタルできないことがあります。

第2条 規約の変更について

当社は、当社の判断により、この約款（前項の規約・細則等も含む。以下同じ。）の変更をすることができるものとし、約款変更後に成立したレンタル契約については、変更後の約款が適用されるものとしたします。 甲は予めこれを承諾するものとしたします。

第3条 本サービスについて

乙は甲に対し、乙が甲に発行するお客様控又は納品書に記載するレンタル物件（以下物件）を賃貸し、甲はこれを借ります。但し、一度に複数台のご利用やご返却前での追加ご利用につきましては、お断りする場合がございますので予めご了承ください。 当社は、必要に応じて本サービスについて、変更、廃止することが出来るものとしたします。

第4条 レンタル期間

レンタル期間はお客様控又は納品書に記載する期間とします。この約款に基づくレンタル契約は定める場合を除き、レンタル期間満了の日まで解除し、又は終了させることはできません。甲の指定された場所・時間に宅配業者での配達の場合、不在等、甲の都合で商品がお受取になれなかった場合、宅配業者が不在配達票を置きますので、再配達をご依頼ください。甲のご都合で再配達期間（最初の 配達から約1週間）内にお受取りいただけない場合、商品は当社に返送されます。この場合、本サービスの契約が終了したものとみなし再配送はいたしません。また、お申し込み時のレンタル期間分の料金が発生し、返却はいたしかねます。

第5条 料金

甲は、乙が発行したレンタル契約締結日に有効なレンタル料金表に基づいて算出したレンタル料、運送諸経費、その他代金などに消費税を付した金額（以下「レンタル料金」）を乙に支払います。

本サービスの利用は、レンタル料等のお支払いが当社に到着した時点で、甲が本規約に同意し、お申し込み手続きが完了したものとみなし、レンタル契約締結となります。

第6条 物件の引き渡し

商品の配送先は、日本国内のお客様の登録住所（法人様については登録時の会社ご住所）のみとし、離島や災害被災地等、不可抗力により商品の納入を完了できない配送先と判断した場合は、ご利用をお断りさせていただく場合があります。

乙は甲に対し、使用日の前営業日午後（18：30まで）に引き渡し、甲は物件を使用日の翌営業日（月～土）午前中（10：00以降12：00まで）に返還します。

（※配送先によっては、返還は翌々営業日の場合もあり）

第7条 担保責任

甲は乙に対し、引き渡し時において物件が正常な性能を備えている事のみを担保とし、甲の使用目的への整合性については担保としません。また甲はレンタル機材を受け取ったら動作チェックをし、破損・故障を発見した場合、使用せず乙に連絡しなければなりません。

【連絡先】092-715-5514（対応時間（月～土）10:00～19:30（※年末年始、GW、お盆、弊社規定の休業日のを除く）

第8条 担保責任の範囲

レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合は、乙は物件の交換、又は修理の為に使用が妨げられた期間のレンタル料金を日割り計算により減免する事があります。乙は前項に定める以外は当社は一切の責任を負いません。甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により商品が正常に作動せず、

甲が記録した映像情報等が消失または破損した場合は、レンタル料金の返金をもって当社の損害賠償責任は完了したものとみなします。
甲の故意過失により商品の故障または不具合が発生したと当社が判断した場合は、レンタル料金等の返金はいたしません。また映像情報等の消失または破損以外の甲の損害に対しても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第9条 物件の使用、保管

甲は物件の善良な管理者の注意をもってこれを保管し、物件を本来の使用目的以外に使用しません。甲は乙の書面による承諾を得ないで物件の譲渡、転借及び改造をしません。

第10条 保険

乙は機材に日本国内のみ適用の動産総合保険（普通約款、免責額10万円）を付保するものとする。

第11条 滅失、破損時の責任

甲は乙より借受けた本件機材は、受領時と同等、同様の状態にて返却するものとする。返却時に本件機材が滅失及び、破損していた場合、甲は故意又は過失の有無を問わずこれに伴う乙の損害を負担する。但し乙が前条の保険金の支払いを受けた時は、その金額を限度に負担を免れるものとする。

第12条 レンタル期間の延長

甲から延長期間を定めて期間延長の申し出があった場合は、乙は当該レンタル契約に適用される料金制度表に基づき、この申し出を承諾する場合があります。

第13条 物件の返還遅延の損害金

甲は乙に対して物件の返還をなすべき場合、その返還が遅延した時は、甲はその期日の当日から返還の完了日までの、遅延損害金を払います。レンタル商品に関して、返還の見込みがないと当社が判断した場合は、延長料金、違約金とは別に弁償金（当社調達価格と同額）をお支払いいただきます。返却が確認できない場合、または返却後1週間のうちに当社からの請求金額をお支払いいただけない場合は、債権回収業者又は弁護士にレンタル商品の回収、並びに請求金額の回収を依頼します。その費用は全て延滞されているお客様にご負担していただくこととなります。

第14条 乙の権利譲渡

乙は、この契約に基づく乙の権利を第3者に譲渡し、又担保に差し入れる事ができます。

第15条 お客様の報告義務

本サービスの利用にあたり、甲は以下のものについては必ず報告してください。
レンタル商品返却遅延の連絡（連絡が無い場合は、返却予定日翌日から延長料金が発生します。また、ご連絡があっても商品の予約状況の都合上お断りする場合があります。）
レンタル商品の破損があったとき（連絡が無い場合は、違約金としてレンタル商品修理代、事務手続手数料又は弁償金を請求します。）
レンタル商品の盗難・紛失の連絡（連絡が無い場合は、違約金として返却予定日翌日からご連絡いただくまでの延長料金と弁償金を請求します。）
返却予定日までに報告されなかった場合は弁償金（当社再調達価格と同額）、レンタル料金延長金及び弁償金と同額の違約金をお支払いいただきます。また、ご連絡がない場合の延長料金は通常料金の2倍の料金をお支払いいただきます。

第16条 情報

レンタル期間中、又は甲が乙に物件を返還した後であるかに関わらず、又は物件の返還の理由の如何に関わらず、物件の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対して返還、修復、削除、賠償などの請求はしません。

第17条 個人情報の提出と取扱い

当社から甲の個人情報を証明する資料をご提出いただく場合がございますが、当社業務を適切かつ円滑に運営するため、その利用目的の達成に必要な最小限の範囲内のみ利用します。

お預かりした個人情報に関する資料は、本サービス終了後3ヶ月程度保管後、当社にて廃棄いたします。
保有個人情報及び当社の安全管理措置に関するお問合せには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

第18条 準拠法

本約款の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

第19条 協議事項

本約款に定めのない事項に関して、当社と甲との間で問題が生じた場合には、当社と甲の間で誠意をもって協議するものとします。

第20条 合意管轄

本レンタル契約について訴訟の必要が生じた時は、乙の所在地にある裁判所を全管轄裁判所とします。

年 月 日

(甲)
お客様
ご住所 〒

印

(乙)

〒810-0023 福岡県福岡市中央区警固 2-12-20-303

合同会社 369ideas

福岡レンタル器材.com

代表 田中 香代子